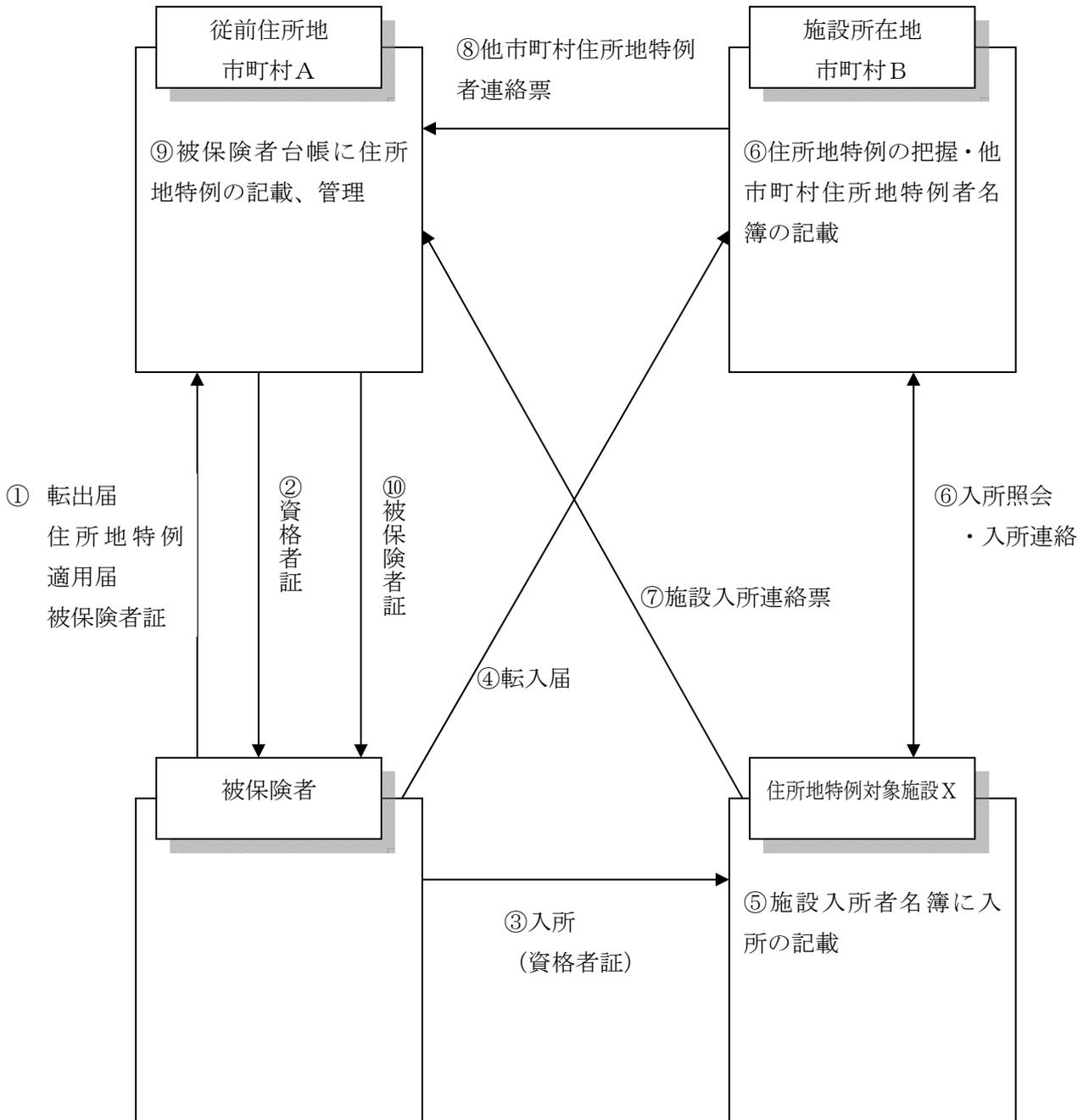


住所地特例の運用方法

※ 以下「入所」にあつては「入居」と、「退所」にあつては「退居」と適宜読み替えること。

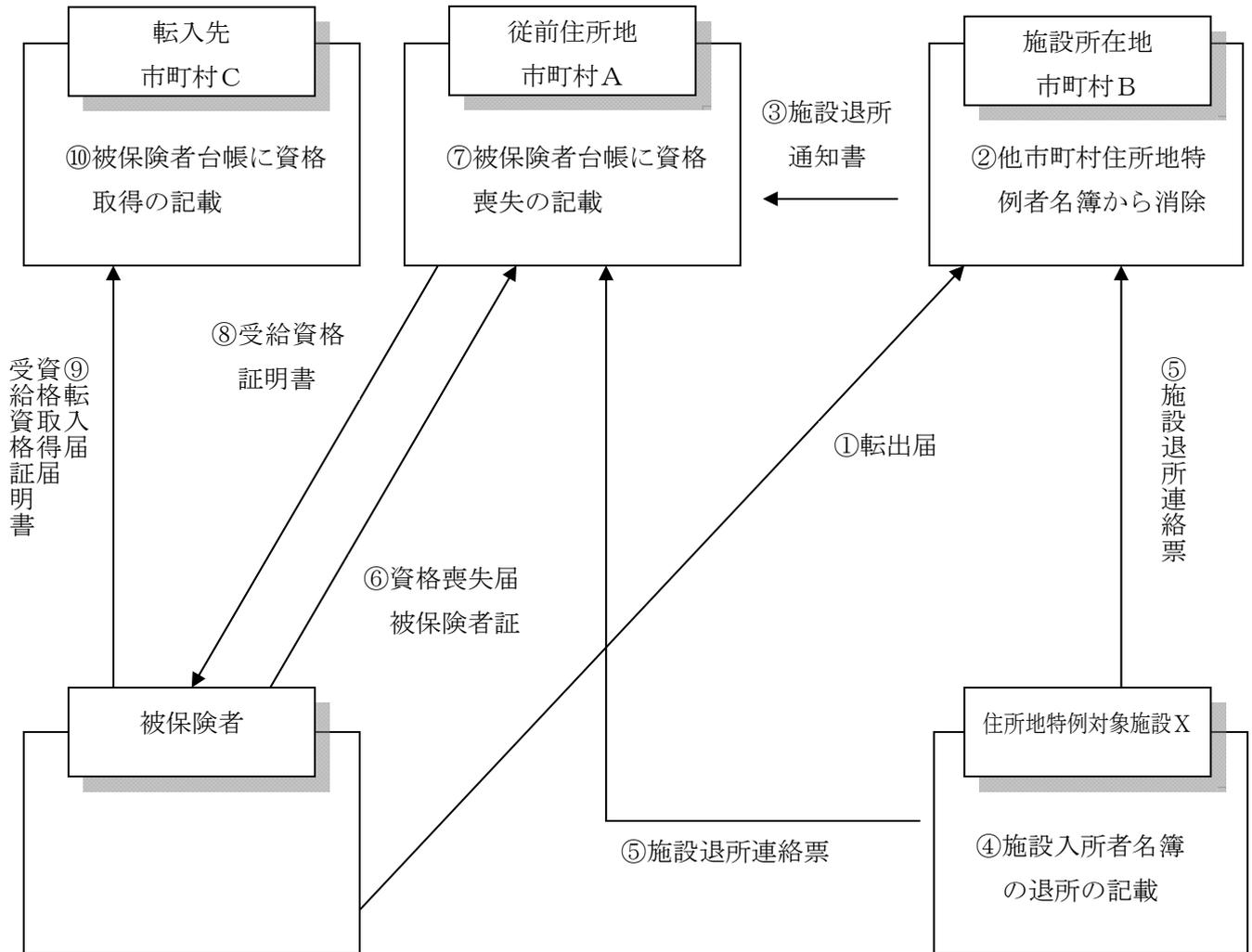
大項目	中項目
住所地特例	1 施設入所 A市からB市のX施設に入所する場合 保険者はA
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 在宅 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 転出届、住所地特例適用届の届出 被保険者は、「転出届」の他「住所地特例適用届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。 ② 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証を預かり、資格者証（住所地特例対象施設Xに入所することを記載）を交付する。 ③ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Xに入所する際、従前住所地市町村Aが交付した資格者証を提示し、入所する。 ④ 転入届の届出 被保険者は、「転入届」を施設所在地市町村Bに届け出る。 ⑤ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Bでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。 ⑥ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Bの介護保険担当課は、住民からの転入届による住所が住所地特例対象施設所在地である場合、住所地特例対象施設Xに照会するか、または住所地特例対象施設Xが施設所在地市町村Bに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。 ⑦ 施設入所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。 ⑧ 他市町村住所地特例者連絡票の送付 施設所在地市町村Bは、「他市町村住所地特例者連絡票」を従前住所地市町村Aに送付する。 ⑨ 被保険者台帳（住所地特例者台帳）の記載 従前住所地市町村Aは、①、⑦、⑧により住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。 ⑩ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に住所（施設所在地）を書き換えた被保険者証を郵送する。 	

1 施設入所 A → B 保険者はA
X



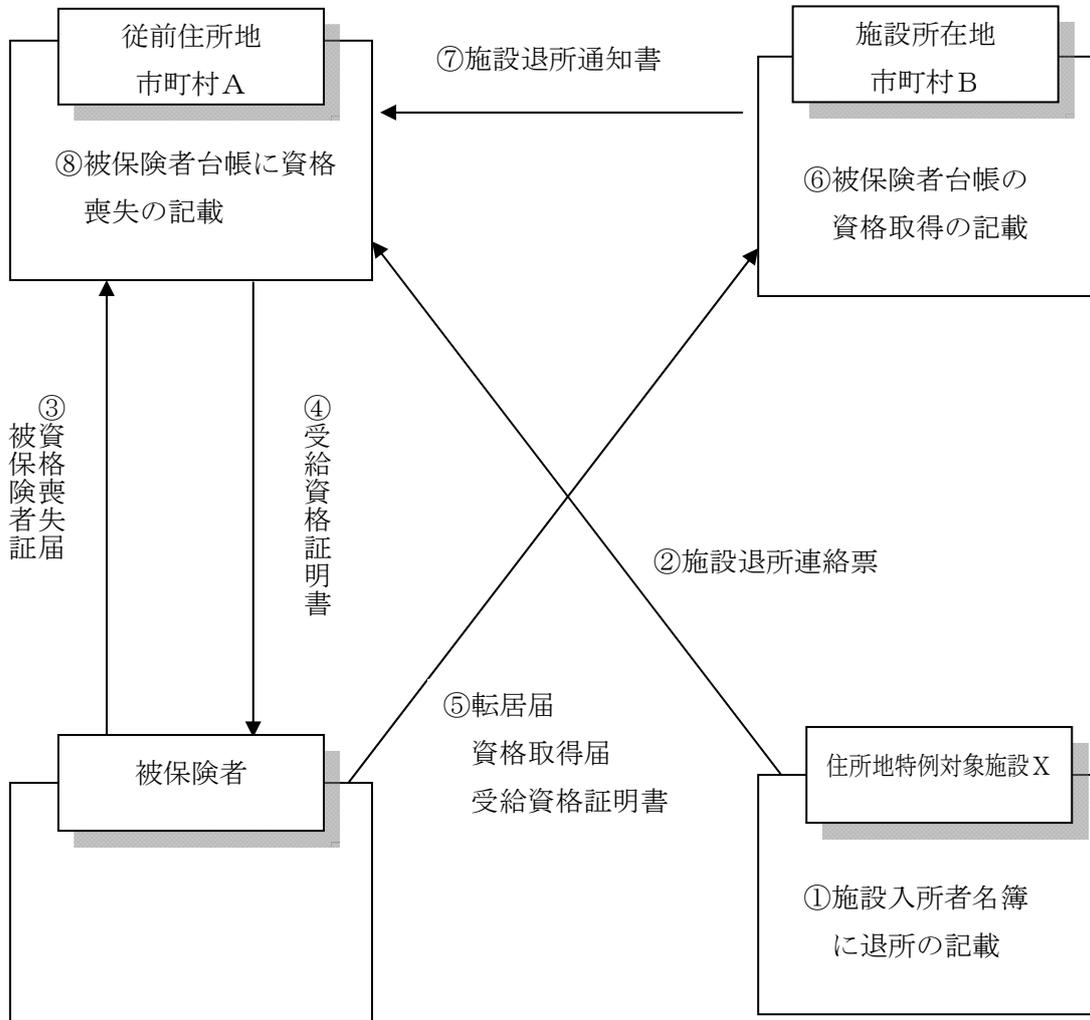
大項目	中項目
住所地特例	2 施設退所 B市のX施設を退所し、C市に居住する場合 保険者はC
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 在宅 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 転入先市町村C 在宅 </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。 ② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。 ③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。 ④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは施設入所者名簿に退所の旨を記載する。 ⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。 ⑥ 資格喪失届の届出 被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）Aに届け出る。 ⑦ 被保険者台帳に資格喪失の記載 従前住所地市町村Aは、③、⑤、⑥をもとに被保険者台帳に資格喪失の旨を記載する。 ⑧ 受給資格証明書の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に受給資格証明書を交付する。 ⑨ 転入届・資格取得届の届出 被保険者は、「転入届」（資格取得届）に受給資格証明書を添えて転入先市町村Cに届け出る。 ⑩ 被保険者台帳に資格取得の記載 転入先市町村Cは、資格取得届と受給資格証明書をもちに被保険者台帳に記載する。 </div>	

2 施設退所 A→B→C 保険者はAからCに変更
X



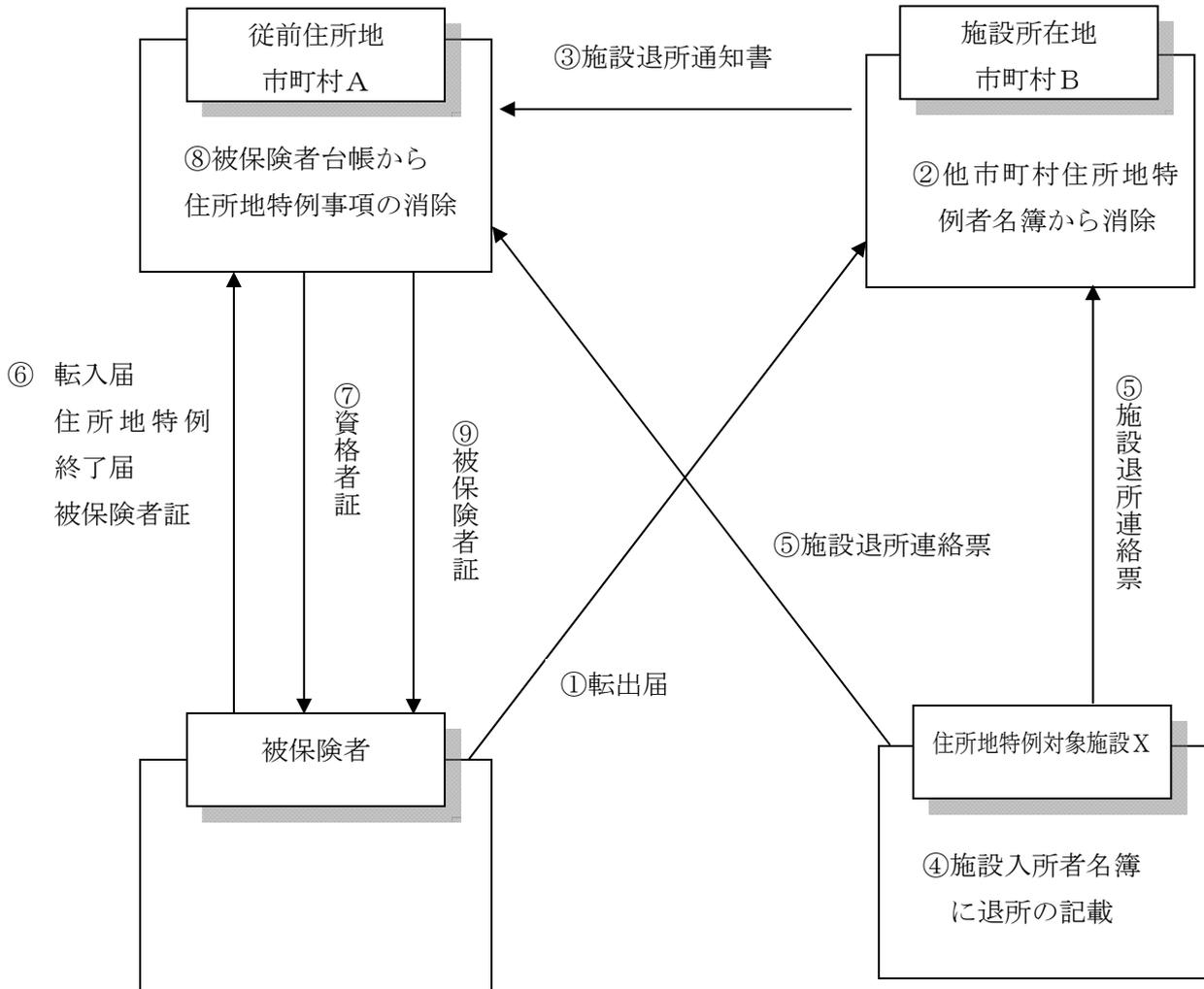
大項目	中項目
住所地特例	3 施設退所 B市のX施設を退所し、B市に居住する場合 保険者はB
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 在宅 </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 在宅 </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。 ② 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設は、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。 ③ 資格喪失届の届出 被保険者は、「資格喪失届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村（保険者）Aに届け出る。 ④ 受給資格証明書の交付 従前住所地市町村Aは、被保険者に受給資格証明書を交付する。 ⑤ 転居届・資格取得届の届出 被保険者は、「転居届」の他「資格取得届」に受給資格証明書を添えて転居先市町村Bに届け出る。 ⑥ 被保険者台帳に資格取得の記載 転居先市町村Bは、資格取得届と受給資格証明書をもとに被保険者台帳を作成する。 ⑦ 施設退所通知書の送付 転居先市町村Bは、「施設退所通知書」を従前住所地市町村Aに送付する。 ⑧ 被保険者台帳に資格喪失の記載 従前住所地市町村Aは、②、③、⑦により、被保険者台帳に資格喪失の記載をする。 	

3 施設退所 A→B→B 保険者はB
X



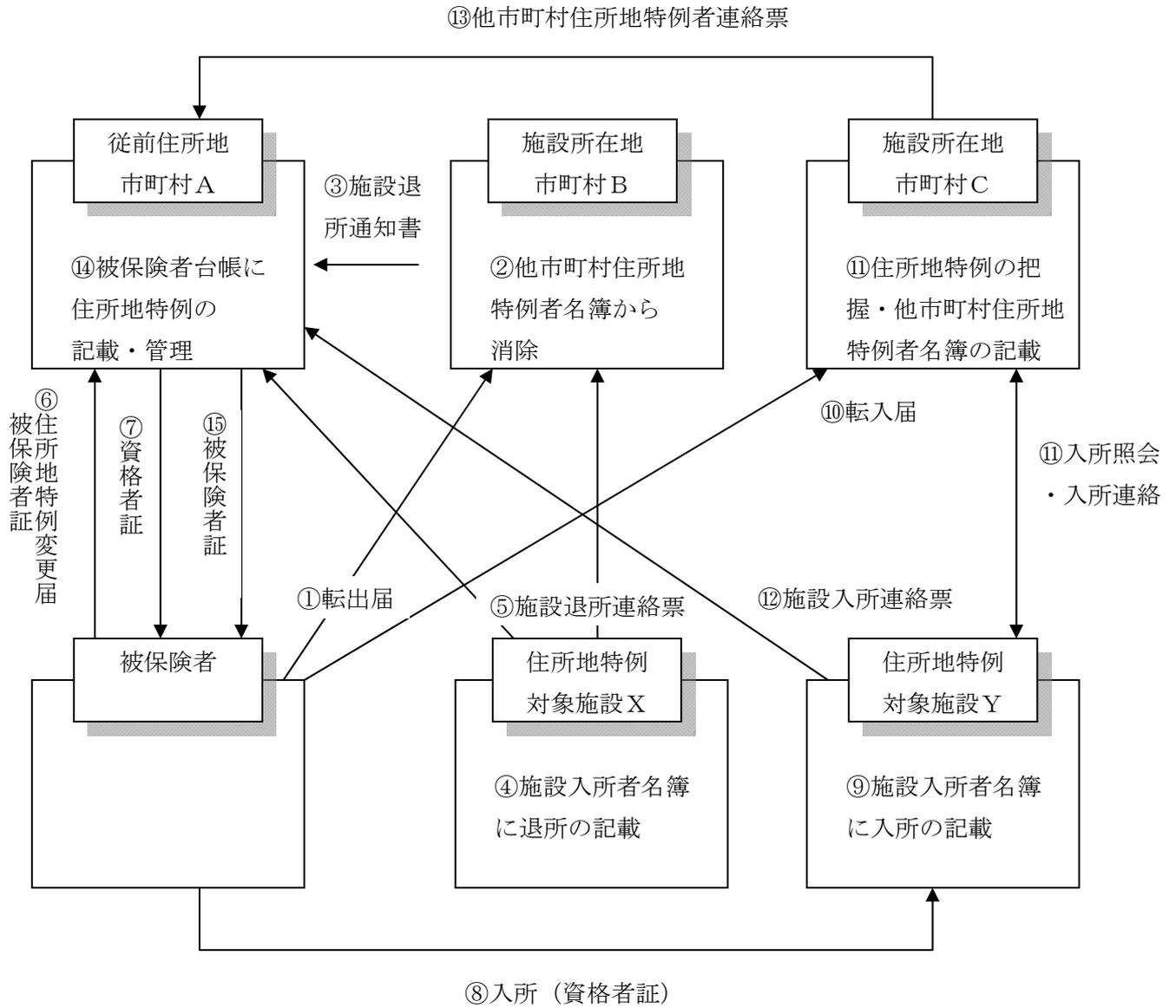
大項目	中項目
住所地特例	4 施設退所 B市のX施設を退所し、A市に戻る場合 保険者はA
<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A["従前住所地市町村A 在宅"] --> B["施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X"] B --> C["従前住所地市町村A 在宅"] </pre> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。 ② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。 ③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。 ④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。 ⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。 ⑥ 転入届・住所地特例終了届の届出 被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。 ⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。 ⑧ 住所地特例事項の消除 従前住所地市町村Aは、被保険者台帳から住所地特例事項を消除する。 ⑧ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をBの施設からAの在宅に書き換えて被保険者に郵送する。 	

4 施設退所 A→B→A 保険者はA
X



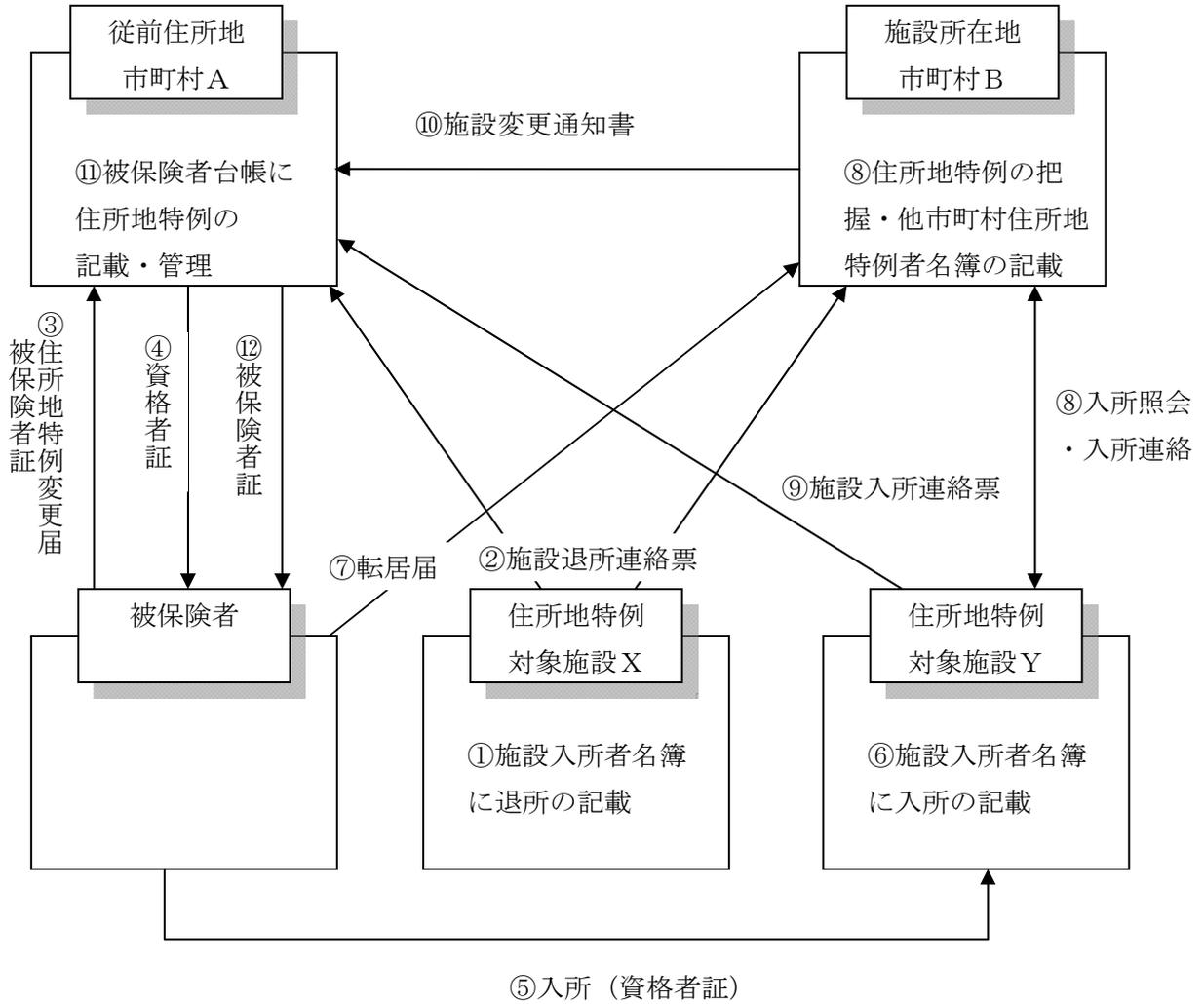
大項目	中項目
住所地特例	5 施設継続入所 B市のX施設を退所し、C市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 在宅 </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村C 住所地特例対象施設Y </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。 ② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。 ③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。 ④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。 ⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。 ⑥ 住所地特例変更届の届出 被保険者は、「住所地特例変更届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。 ⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。 ⑧ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。 ⑨ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Cでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。 ⑩ 転入届の届出 被保険者は「転入届」を施設所在地市町村Cに届け出る。 ⑪ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Cの介護保険担当課は、住民からの転入届による住所が住所地特例対象施設所在地である場合、住所地特例対象施設Yに照会するか、または住所地特例対象施設Yが施設所在地市町村Cに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。 ⑫ 施設入所連絡票の送付 入所照会を受けた住所地特例対象施設Yは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。 ⑬ 他市町村住所地特例者連絡票の送付 施設所在地市町村Cは、「他市町村住所地特例者連絡票」を従前住所地市町村Aに送付する。 ⑭ 被保険者台帳の記載、管理 従前住所地市町村Aは、⑥、⑫、⑬により住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。 ⑮ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。 	

5 施設継続入所 A→B→C 保険者はA
X→Y



大項目	中項目
住所地特例	6 施設継続入所 B市のX施設を退所し、同じB市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 在宅 </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設Y </div> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設入所者名簿に記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。 ② 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xから従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。 ③ 住所地特例変更届の届出 被保険者は、「住所地特例変更届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。 ④ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。 ⑤ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。 ⑥ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、保険者が施設所在地市町村Bでない場合、「施設入所者名簿」に住所地特例の旨等を記載する。 ⑦ 転居届の届出 被保険者は、「転居届」を施設所在地市町村Bに届け出る。 ⑧ 住所地特例の把握・入所照会・入所連絡・他市町村住所地特例者名簿の記載 施設所在地市町村Bの介護保険担当課は、住民からの転居届による住所が住所地特例対象施設所在地である場合、住所地特例対象施設Yに照会するか、または住所地特例対象施設Yが施設所在地市町村Bに入所連絡をすることにより、住所地特例適用者であることを把握するとともに「他市町村住所地特例者名簿」に記載する。 ⑨ 施設入所連絡票の送付 入所照会を受けた住所地特例対象施設Yは、従前住所地市町村Aに「施設入所連絡票」を送付する。 ⑩ 施設変更通知書の送付 施設所在地市町村Bは、②、⑦により従前住所地市町村Aに「施設変更通知書」を送付する。 ⑪ 被保険者台帳の記載、管理 従前住所地市町村Aは、②、③、⑨、⑩により、住所地特例である旨を被保険者台帳（住所地特例者台帳）に記載し、管理する。 ⑫ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。 	

6 施設継続入所 A→B→B 保険者はA
X→Y



大項目	中項目
住所地特例	7 施設継続入所 B市のX施設を退所し、A市のY施設に入所する場合 保険者はA
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 在宅 </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設所在地市町村B 住所地特例対象施設X </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 従前住所地市町村A 住所地特例対象施設Y </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 転出届の届出 被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村Bに届け出る。 ② 他市町村住所地特例者名簿から削除 施設所在地市町村Bは、他市町村住所地特例者名簿から削除する。 ③ 施設退所通知書の送付 施設所在地市町村Bは、従前住所地市町村Aに「施設退所通知書」を送付する。 ④ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Xは、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。 ⑤ 施設退所連絡票の送付 住所地特例対象施設Xは、従前住所地市町村A及び施設所在地市町村Bに「施設退所連絡票」を送付する。 ⑥ 転入届・住所地特例終了届の届出 被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村Aに届け出る。 ⑦ 資格者証の交付 従前住所地市町村Aは被保険者証を預かり、資格者証を交付する。 ⑧ 住所地特例事項の消除 従前住所地市町村Aは、被保険者台帳から住所地特例事項を消除する。 ⑨ 資格者証の提示 被保険者は、住所地特例対象施設Yに入所する際、従前住所地市町村Aの交付した資格者証を提示し、入所する。 ⑩ 施設入所者名簿の記載 住所地特例対象施設Yは、入所時に被保険者証等を確認の上、「施設入所者名簿」に記載する。 ⑪ 被保険者証の書き換え・交付 従前住所地市町村Aは、被保険者証の住所をXからYに書き換えて被保険者に郵送する。 </div>	

7 施設継続入所 A→B→A 保険者はA
X→Y

